

「困ったなあ」

「答えます」

佐々木知子の
法律相談



佐々木知子
ささきともこ
弁護士
帝京大学法学部教授

息子がマルチ商法の被害に遭ってしまいました。



一人息子のことで、ご相談です。息子は大学を卒業して一昨年来、会社に勤めています。おとなしめの子で、家ではあまりしゃべらないのですが、なんと警察から連絡があり、悪いグループと付き合いがあることが分かりました。息子の話では、高校の同級生だった、私も知っているA君に誘われて、良いもうけ話があるからとタワーマンションに連れて行かれ、いろいろ言われて結局断り切れず、100万円を払うことになったと。100万円!? そんな大金、あなた持っていたのとびつくりすると、消費者金

融ですか、そこに連れて行かれて借りさせられたのだと。そのお金で仮想通貨というものを買い、そうしたら月5パーセントの利息が払われる、おまけに仲間を連れてきたら、その人が払うお金の1割ももらえるのだとか。A君は高級車などをネットに度々アップしていて、確実にもうかるというし、言われるほどに怪しい感じもしてきただけれど、相手は複数だし、逃げられなかったのだと。A君は

じめそのグループ10人位が一斉に摘発され、ウチの息子は被害者というところで警察から連絡があつて初めて知ったわけです。もちろん利息など全く入っていません。情けないやらなんやら。そんなうまい話が世の中にあるはずありませんよ。大金なので少しでもよいか戻ってくればよいのですが。

若い世代の被害者が増えています。友人を選ぶよう厳しく言いましょう。



いわゆるマルチ商法(連鎖販売取引)ですね。特定商取引法という法律で規制されていて、その一味もそれで捕まったのだと思います。詐欺の一種ですが、契約書面を渡さない、必ずもつかるなどのうそを言うといった形式的な点を捉えて規制していて、刑罰は最長で懲役3年とすいぶん軽めです。

実はこの手の被害が最近とも増えているのですよ。マルチ商法というと、以前は60代以上の高齢者が被害者の半分を占め、布団とか化粧品とかモノがありましたが、コロナ禍もあり、何よりSNSなどの普及により、20〜30代の若い世代の被害者が格段に増えています。いろいろなものが値上がりしているし、給料は上がらないし、先行きが不安といった背景も大いに影響していると思います。

仮想通貨の類は最近よく聞くようになりましたが、文字通り仮想通貨で、手元にもらえるわけでもなく、あつたからといって相応のものと交換もできない。通貨の価値は結局は発



行国の信頼に基づくので、国が破産をしたら価値はゼロになりますよね。そうした経済のイロハを知らないで、だまされるのもダメな簡単な話です。投資話もそれこそいろいろありますが、預金金利がほぼゼロなのに、一体どうやってたら、月5パーセント(年6割!)の高利息が生まれますか? 大手一流銀行がやっている(外国株式などの)運用投資だって、年5パーセントの金利もつかないですよ。つまり誰かをどんでん引き入れてお金を回しているだけです。

今や、18歳以上は未成年を理由とする行為取り消しができないので、消費者金融からの借り入れも有効です。利息がかさむだけなので、きれいに一括返済しておくべきだと思います。A君についての弁護士から、刑罰を軽くするために弁済を言うてるかもしれないですが、被害者はたくさんいるので、金額はおよそ無理。親御さんをご存じであれば、事情を打ち明けて、できる限り弁済してもらおうという手もあります。とにかくこれを最初で最後にするよう、付き合いの人を選ぶよう、厳しく言うってくださいね。誰かを引き入れたらすると、今度は被害者ではなく被疑者になってしまうので、本